ヘ　当該賭金に係るカムに対応するカムポイントが決定されている期間のロールに係る出目の合計が当該カムポイントと同じ数字であることに対する賭け（以下この第五において「カムオッズ」という。）　賭けに参加しようとする顧客のカムについて決定されたカムポイントに対応するカムに係る数字に対応する区画内であって当該顧客のカムに係る賭金の直近の位置

ト　当該賭金を置いた直後のシーケンスロールに係る出目の合計が２若しくは３である場合又は当該賭金に係る賭けに対応するカムポイントが決定されている期間のロールに係る出目の合計が７であることに対する賭け（以下この第五において「ドントカム」という。）　当該賭けに対応する区画内

チ　当該賭金に係るドントカムに対応するカムポイントが決定されている期間のロールに係る出目の合計が７であることに対する賭け（以下この第五において「ドントカムオッズ」という。）　賭けに参加しようとする顧客のドントカムについて決定されたカムポイントに対応するドントカムに係る数字に対応する区画内であって、当該顧客のドントカムに係る賭金の直近の位置

リ　出目の合計が４、５、６、８、９又は10のうち選択した数字であることに対する賭け（勝ちとなった場合の勝金額が７二のホに定めるオッズにより算出されるものに限る。）（以下この第五において「プレイス」という。）　プレイスに係る各数字に対応する区画のうち選択した数字に対応する区画内

ヌ　出目の合計が４、５、６、８、９又は10のうち選択した数字であることに対する賭け（勝ちとなった場合の勝金額が７二のへに定めるオッズにより算出されるものに限る。）（以下この第五において「バイ」という。）　カム又はプレイスに係る各数字に対応する区画のうち選択した数字に対応する区画内

ル　出目の合計が７であることに対する賭け（以下この第五において「レイ」という。）　ドントカムに係る各数字に対応する区画のうち選択した数字に対応する区画内

ヲ　出目の合計が４、６、８又は10のうち選択した数字であること（２個のさいころの出目が同じ場合に限る。）に対する賭け（以下この第五において「ハードウェイ」という。）　ハードウェイに係る各数字に対応する区画のうち選択した数字の区画内

ワ　賭金を置いた直後のロールに係る出目の合計が２、３、４、９、10、11又は12であることに対する賭け（以下この第五において「フィールド」という。）　当該賭けに対応する区画内

カ　賭金を置いた直後のロールに係る出目の合計が11であることに対する賭け（以下この第五において「イレブン」という。）　当該賭けに対応する区画内

ヨ　賭金を置いた直後のロールにおける出目の合計が２であることに対する賭け（以下この第五において「ツークラップス」という。）　当該賭けに対応する区画内

タ　賭金を置いた直後のロールに係る出目の合計が３であることに対する賭け（以下この第五において「スリークラップス」という。）　当該賭けに対応する区画内

レ　賭金を置いた直後のロールに係る出目の合計が12であることに対する賭け（以下この第五において「トゥエルブクラップス」という。）　当該賭けに対応する区画内

ソ　賭金を置いた直後のロールに係る出目の合計が２、３又は12であることに対する賭け（以下この第五において「エニークラップス」という。）　当該賭けに対応する区画内

ツ　賭金を置いた直後のロールに係る出目の合計が７であることに対する賭け（以下この第五において「エニーセブン」という。）　当該賭けに対応する区画内

ネ　賭金を置いた直後のロールに係る出目の合計が２、３、11又は12であることに対する賭け（勝ちとなった場合の勝金額が７二のタに定めるオッズにより算出されるものに限る。）（以下この第五において「クラップスアンドイレブン」という。）　イレブンに対応する区画及びエニークラップスに対応する区画の中間の位置

四　ディーラーは、次のイからハまでに掲げる場合にあっては、それぞれ当該イからハまでに掲げるところにより処理を行う。

イ　バイに参加するために賭金が置かれた場合　当該賭金の100分の５に相当する額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を当該賭金から回収し、バイに係る賭金である旨を示す印を当該賭金の上に置く。

ロ　レイに参加するために賭金が置かれた場合　当該賭金について、レイが勝ちとなった場合に当該賭金に対して支払われる勝金の100分の５に相当する額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を当該賭金から回収し、レイに係る賭金である旨を示す印を当該賭金の上に置く。

ハ　バイ又はレイに対応する位置に置かれた賭金が減少された場合　イ又はロの規定により回収された額のうち減少された賭金に係る額に相当する額を、当該賭金を置いた顧客に返還する。

４　カムアウトロール

一　ポイントが決定されていない場合、ディーラーは、顧客の賭けの状況を勘案して、パスライン又はドントパスに対応する位置に賭金を置いた顧客のうち１人に２個のさいころを渡し、当該顧客にロールさせた後、出目の合計を発表する。

二　出目の合計が４、５、６、８、９又は10である場合、ディーラーは当該数字をポイントとして決定し、カムに係る各数字に対応する区画のうち当該数字に対応する区画内又はその直近に印を置く。

５　シーケンスロール

一　ポイントが決定されている場合、ディーラーは、顧客の賭けの状況を勘案して、当該ポイントに係るカムアウトロールを行った顧客（当該顧客がロールを行わない場合にあっては、賭けに参加している顧客であってディーラーが指名する者）に２個のさいころを渡し、当該顧客にロールさせた後、出目の合計を発表する。

二　出目の合計がポイントと同じ数字又は７である場合、ディーラーは、当該ポイントが決定されている期間を終了する旨を宣言し、４の二の規定により置いた印をカムに係る各数字に対応する区画から離れた位置に置く。

三　４の二の規定により決定されたポイントは、二の規定による処理が行われるまでの間、決定されているものとする。

四　カム又はドントカムに係る賭金が置かれている場合であって、出目の合計が４、５、６、８、９又は10である場合、ディーラーは、当該数字を当該カム又はドントカムに対応するポイント（以下この第五において「カムポイント」という。）として決定し、当該カムに係る賭金をカムに係る各数字に対応する区画のうち当該数字に対応する区画内に、当該ドントカムに係る賭金をドントカムに係る各数字に対応する区画のうち当該数字に対応する区画内に、それぞれ移動させる。

五　カムポイントが決定されている期間は、当該カムポイントが対応するカム又はドントカムに係る賭金について第五の７の規定による処理が行われることによって終了するものとする。

６　勝敗の決定

賭けの勝敗は、次の一から十九までに掲げる賭けの区分に応じ、それぞれ当該一から十九までに定めるところにより決定する。

一　パスライン　顧客は、カムアウトロールに係る出目の合計が７若しくは11である場合又はシーケンスロールに係る出目の合計がポイントと同じ数字である場合に当該賭けについて勝ちとなり、カムアウトロールに係る出目の合計が２、３若しくは12である場合又はシーケンスロールに係る出目の合計が７である場合に当該賭けについて負けとなり、それ以外の場合に当該賭けについて引分けとなる。